

議案第43号

鹿児島県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

鹿児島県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和2年2月提出

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「無料低額宿泊所」とは、法第2条第3項第8号に規定する事業を行う施設であつて、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）で定める範囲のものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準)

第3条 法第68条の5第1項に規定する条例で定める無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、省令で定める基準の例による。この場合において、省令第28条中「入居者」とあるのは、「入居者又はその家族」とする。

(非常災害に関する具体的計画等)

第4条 無料低額宿泊所が定める非常災害に対する具体的計画は、火災、震災、風水害その他の当該施設の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の具体的計画の概要を当該施設において入居者及び従業者に見やすいように掲示しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、非常災害時における入居者の安全を確保するため、地域の自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号の自主防災組織をいう。）及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

社会福祉法の改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について定めるため、この条例を制定しようとするものである。